

(目的)

第 1 条 セコムは、本約款に従って、お客様が、従業員の安全確認が必要となる場面において、事実関係を迅速かつ正確に確認することを補助するサービス「Safe Assist」を提供します。

(定義)

第 2 条 本約款において、次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有します。

①スマートフォン

お客様が本サービスの提供を受けるためにお客様が用意する「iPhone」。(※)

②スマートウォッチ

お客様が本サービスの提供を受けるためにお客様が用意する「Apple Watch」。(※)

③スマートデバイス

スマートフォンとスマートウォッチの総称。本サービスの提供を受けるためのスマートデバイスの各種設定および手続きは、お客様の責任においてお客様が行います。

④スマホアプリ

お客様が本サービスの提供を受けるためにスマートデバイスにダウンロードするセコムが指定するアプリケーション。ダウンロード可能とするスマートデバイスの各種設定および手続きは、お客様の責任においてお客様が行います。

⑤PC管理画面

お客様が本サービスの提供を受けるために利用するセコムが用意するWebページ。本サービスの提供を受けるために必要となる情報は、お客様の責任においてお客様がPC管理画面に登録します。

⑥サービスソフト

スマホアプリとPC管理画面の総称。サービスソフトのアップデートや更新処理、およびIDや各種パスワードの管理は、お客様の責任においてお客様が行います。

⑦通信回線

スマートデバイス間のBluetooth通信、およびスマートデバイスで受発信する通信回線の総称。通信回線はお客様が用意および各種手続きを行うものとし、本サービスの対象外とします。

⑧ライセンス

PC管理画面に利用者、責任者または管理者（初期管理者を除きます）として登録したアカウント。ライセンス数は、セコム所定の方法でお客様が申し込みをすることで決定します。

⑨仮想サーバー

スマホアプリから送信される音声などの情報、およびPC管理画面上にお客様が登録した情報を保管するセコムまたは第三者が管理するクラウド基盤（以下「本パブリッククラウドサービス」といいます）上の仮想サーバー。

⑩お客様設備

お客様が、本サービスを利用するために必要となるスマートデバイス、サービスソフト、通信回線その他これらに付随して必要となるすべての機器およびサービス。

⑪利用者

お客様の従業員等であって、スマホアプリを利用する方。

⑫緊急連絡先

お客様の従業員等であって、緊急連絡先としてあらかじめ登録された方。なお、緊急連絡先は別途料金が発生する安全確認サービス（利用者の所在場所および状況確認の同行支援）を要請する権限を有するものとします。

⑬責任者

別途料金が発生する安全確認サービス（利用者の所在場所および状況確認の同行支援）を要請する権限を有するお客様の従業員等。なお、要請する権限の確認は、契約番号と暗証番号の照合によって行います。

⑭管理者

PC管理画面を操作する権限を有する方であって、利用者あるいは責任者のいずれにも該当しない方。

⑮初期管理者

管理者のうち、本サービス申込時に初期の管理者として登録を受けた方。初期管理者は管理者である限り、ライセンス数の計上の対象外とします。

（本サービスの提供区域）

第3条 本サービスの提供区域は、本契約において特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

（本サービスの内容）

第4条

1. 音声保管

①お客様は、利用者がスマホアプリを操作して送信したスマートデバイスの周辺音声データ（以下「音声データ」といいます）を、仮想サーバーに保管し、PC管理画面からいつでもダウンロードまたは再生することができます。

②音声データの保管期間は、保管開始から1年間とします。

③音声データは、保管期間経過後、ライセンスの削除後、または本契約終了後、ダウンロードまたは再生ができなくなります。保管期間経過後も利用が必要となる音声データについては、お客様の責任においてダウンロードしてください。ダウンロードした音声データについては、お客様の責任において安全に管理し、適切に利用してください。

2. HELP通知

①利用者がスマートデバイスにてスマホアプリ上のHELP機能を利用した場合、当該利用者は、PC管理画面で設定された上司等のスマートデバイス（以下「HELP通知先」といいます）へ、HELP通知を送信できます。

②HELP通知先は、セコムの指定する方法で要請を行うことにより本条第4項で定める安全確認サービスをセコムに要請できます。

3. セコムSOS

①セコムSOSは、「SOSサービスあり」で申込みを行い、お客様がPC管理画面上でSOSサービス提供に必要な情報を登録した利用者が利用できます。

②利用者が身体に対する危害や身体の異変等を感じ、スマートデバイスにてセコムSOSボタンを押下し、通信回線を通じてセコムがSOS情報を受信した場合、セコムは利用者のスマートフォンへ連絡し状況確認を行います。

- ③利用者への状況確認の結果、異常事態ではないとセコムが判断した場合は、セコムは対応を終了します。セコムから利用者のスマートフォンへの連絡に対して利用者からの応答がない場合は、緊急連絡先へ連絡し、状況を報告します。利用者およびあらかじめ登録された緊急連絡先のいずれとも連絡が取れない場合は、その時点をもって対応は終了します。
- ④利用者への状況確認または緊急連絡先への状況の報告の結果、利用者または緊急連絡先から要請を受けた場合、セコムは、本条第4項で定める安全確認サービスの内、警察等関係機関への通報支援を行います。
- ⑤セコムは、責任者または緊急連絡先からの要請を受けた場合、本条第4項で定める安全確認サービスの内、利用者の所在場所および状況確認の同行支援を行います。

4. 安全確認サービス

- ①「SOSサービスあり」で申込みを行い、お客様がPC管理画面上でSOSサービス提供に必要な情報を登録した利用者を対象として利用できます。
- ②セコムは、本条第2項の「HELP通知」、または本条第3項の「セコムSOS」で定める安全確認サービスとして、次の各号のいずれか、または両方の提供をします。なお、本条第2項のHELP通知先の要請による安全確認サービスについては、本項①に定める利用者がHELP通知先へ「HELP通知」を送信した場合に限り利用できます。
 - 1) 警察等関係機関への通報支援
 - 2) 利用者の所在場所および状況確認の同行支援
- ③前項に基づくセコムによる安全確認サービスの提供は、次のとおりとします。
 - 1) 警察等関係機関への通報支援についてはお客様と合同で行い、利用者の所在場所および状況確認の同行支援についてはお客様または警察等関係機関と合同で行うものとし、セコム単独では行いません。なお、警察等関係機関への通報支援を行った結果として、警察等関係機関が利用者の所在場所への臨場を行うと判断した場合、警察等関係機関とセコムの間の取り決めにより、セコムは対象場所での警察等関係機関の誘導等のため、責任者または緊急連絡先からの要請がない場合でも、所定の料金により、利用者の所在場所および状況確認の同行支援を行うものとします。ただし、かかる同行支援については、お客様自らが対象場所での警察等関係機関の誘導等を行う場合で、かつ、お客様からセコムによる同行支援は不要である旨の申し入れを受け、なおかつセコムの臨場が不要である旨警察等関係機関が認めた場合は、提供しないものとします。
 - 2) セコムは、セキュリティ管理のため、お客様のご要請に基づく、利用者の所在場所および状況確認の同行支援については、契約番号と暗証番号の照合ができない場合は、提供しません。暗証番号は利用者の利用登録を行った際に、セコムにて自動的に割り振ります。セコムは契約番号と暗証番号を告げた方を責任者とみなします。
 - 3) 利用者の所在場所および状況確認の同行支援については、利用者のスマートフォンのおおよその位置の検索が可能で、かつスマートフォンが移動中でないことをセコムが確認でき、同行可能なエリアであった場合に限り行います。「同行可能なエリア」には、山間部、島しょ部など同行が困難な一部エリア、第三者が占有・管理していて入場が不可能なエリア、セコムの緊急対処員に危険が生じる可能性があるとしてセコムが判断したエリア、入場が有料であるエリア、日本国外その他通常の同行が困難なエリアは含まれません。また、敷地管理者から退去命令があった場

合、セコムは緊急対応員はこれに従います。

- 4) 安全確認サービスは、利用者の安全確認を目的とするものであり、セコムがトラブルの仲裁・説得・交渉・紛争介入を行うものではありません。
- 5) 法令およびセコム所定の安全基準等に従い対応します。
- 6) 利用者の所在場所および状況確認の同行支援では、セコムは、利用者の所在場所の近辺でお客様と合流後、当該所在場所まで同行するものとします。合流場所と合流時間はセコムの指定によるものとし、合流場所と合流時間をセコムはいつでも変更できるものとします。ただし、警察等関係機関への通報支援を行った結果として、警察等関係機関が利用者の所在場所への臨場を行うと判断した場合、セコムは、警察等関係機関からの要請がある場合には、前述の規定にかかわらず、警察等関係機関からの指示に従った対応を行う場合があります。

④セコムの緊急対応員が出動した場合のサービス料金は、ご利用申込書に定めます。

5. その他PC管理画面上で利用できる便利機能

- ①前各項以外でPC管理画面上にて利用できる各種機能は、便利機能としてお客様の責任においてご利用ください。有償など利用料金が発生することを明示している場合を除き、本契約のサービス料金内で利用できます。
- ②セコムは、お客様に事前に通知することなく、便利機能の内容を追加・変更・削除し、または中止・終了することができます。便利機能の変更・削除・中止・終了に伴う利用料金の返還・減額は行いません。

(サービスソフトの使用許諾条件等)

第5条 セコムは、お客様が本契約の内容を承諾し遵守することを条件として、サービスソフトの非独占的な使用权をお客様に許諾します。サービスソフトに関する著作権その他の知的財産権はセコムまたは第三者に帰属し、セコムはこれらの権利をお客様に譲渡するものではありません。

2. お客様は、本契約その他セコムが定める条件に従いサービスソフトを使用することができます。

(契約料金)

第6条 お客様は、ご利用申込書の記載内容に従い、セコムに対して契約料金を支払います。

2. ライセンス数の変更条件は、ご利用申込書に定めます。お客様の申込によりライセンス数を変更したときの契約料金の変更は、ライセンス数変更後にお客様が本サービスを利用すること、またはライセンス数変更後の契約料金のお支払いによりお客様が了承したものとします。
3. 本サービスの提供条件の変更、本サービスの提供コストの変動（人件費および必要な調達コストの変動、法令改正への対応、技術水準の変動その他本サービスの提供に必要なコストの変動を含みます）、経済事情の変動その他諸般の事情により契約料金の変更が必要となったときは、セコムは合理的な範囲で契約料金を変更することができます。
4. 利用期間において、第12条（サービスの一時的な中断および提供停止）に定める本サービスの中断・停止・制限その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、お客様は、第1項の契約料金の支払いを要するものとします。

(契約期間)

第7条 本契約の契約期間は、ご利用申込書に定めます。

(通知)

第8条 本契約に基づきセコムがお客様に対して行う通知その他の連絡は、本約款において特に定める場合

を除き、書面等の適切かつ合理的な方式（通知内容の重要性等により、PC管理画面、電子メールまたはセコムのホームページへの掲示等）でこれを行います。

2. 前項の通知その他の連絡は、お客様の届けに従って行います。お客様の届け出た連絡先が事実とは異なるために通知その他の連絡がお客様に到達しなかったときは、その通知等が通常到達すべき時にお客様に到達したものとみなします。
3. 通知その他の連絡を電子メールにより行った場合は、セコムがお客様の届け出た連絡先のアドレスに電子メールを発信した時点、PC管理画面その他ホームページへの掲載により行った場合は、お客様が当該ホームページを閲覧することが可能となった時点で、当該通知その他の連絡が到達したものとみなします。

（利用者の氏名等の変更の届出）

第9条 利用者の氏名、生年月日、スマートフォンの電話番号その他本サービスで登録する情報（以下、「氏名等」といいます）に変更があったときは、直ちにPC管理画面で定める方法でセコムに届出するものとします。この届出がなされないことによりセコムの本サービス提供に支障が生じた場合、セコムは責任を負いません。また、その変更があったにもかかわらずセコムに届出がないときは、セコムからの通知、送付物については、セコムが届出を受けている氏名等への郵送等をもって、その通知、送付を行ったものとみなします。

（お客様の名称や地位承継の際等の変更手続）

第10条 お客様は、その名称、商号、所在地または代表者に変更があったときは、すみやかに、変更があった事実を証明する書類を添えて、その旨を申し出るものとします。変更事項については、当該変更事項が記載された書類がセコムに到達し、かつセコムが当該変更の事実を確認および当該変更にかかる作業を実施後、効力を有するものとします。

2. 会社の合併または会社分割によりお客様の地位が承継されたときは、合併または会社分割によりその地位を承継した会社は、セコムに対し、承継の日から30日以内に、承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。

（契約の解除）

第11条 お客様は、いつでも本契約を将来に向かって解約することができます。解約の申し入れは、セコム所定の方法により行うものとします。

2. セコムは、お客様側が以下のいずれかに該当するときは、直ちに本契約をお客様に通知することなく終了させることができます。
 - ①本サービスまたはサービスソフトをお客様以外に利用させているとき
 - ②第19条（禁止事項）に定める行為をセコムが確認したとき
 - ③支払期限経過後催告したにもかかわらず所定の料金の支払がなされないとき、または所定の料金の支払いが困難であるとセコムが合理的に判断したとき
 - ④お客様が実在しないとき、または実在しなくなったとき
 - ⑤契約の申込内容に虚偽または重大な記入漏れがあったとき
 - ⑥本契約に限らず、お客様またはお客様関係者がセコムが提供するサービスについて契約を解除されたことがあるとき
 - ⑦その他、セコムの業務の遂行上支障があるとき
3. お客様側（お客様以外が契約料金等を支払う場合のその支払者を含みます）またはセコムが暴

力団等反社会的勢力であることが判明したとき、もしくは、暴力、脅迫その他の犯罪を手段とする要求、法的な責任を超えた不当な要求を行ったときは、相手方は催告することなく本契約を終了させることができます。

(サービスの一時的な中断および提供停止)

第12条 セコムは、次の各号のいずれかに該当する場合には、お客様への事前の通知または承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

①本サービスの提供に必要な設備等の故障により保守を行う場合

②運用上または技術上の理由でやむを得ない場合

③セコムが利用する通信回線、本パブリッククラウドサービス、または電力等のインフラストラクチャに生じた事象により、本サービスを提供できない場合

④その他天災地変、感染症・疫病等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2. セコムは、本サービス用設備等の定期点検を行うため、お客様に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。

3. セコムは、次の各号のいずれかに該当する場合またはお客様が利用料金未払いその他本約款等に違反した場合には、お客様への事前の通知もしくは催告を要することなく本サービスの全部または一部の提供を停止できるものとします。

①お客様または利用者の原因（本サービスの契約における金銭債務の支払いがない場合、お客様がSOSボタンの操作を頻繁に誤る等で、本サービスの遂行に支障をきたす場合等を含みます）によりセコムが本サービスを提供することが困難になったとき。

②お客様設備が、セコムが定めて随時更新・通知する条件または本サービス利用のための環境（本サービスの利用に必要な動作環境、サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法第2条に定義するサイバーセキュリティをいうものとします)の確保を含むものとします。以下、同じです）に適合しないとき。

③第21条（正常作動保持責任）第2項の処置が行われない場合

④自然災害その他の不可抗力による状況の発生等、セコムの原因によらないで、緊急対応員の生命・身体に危険が生じる可能性があり、安全配慮義務その他の法令上の義務に照らし、サービス提供を継続することが適切でないとセコムが判断したとき。

⑤必要に応じて、本サービスの保守または点検作業等を実施するとき（本条第2項に定める定期点検の場合を除きます。）

4. セコムは、お客様が第11条（契約の解除）第2項および第3項および第19条（禁止事項）に該当すると判断した場合またはお客様が契約料金未払いその他本契約に違反した場合には、お客様への事前の通知もしくは催告を要することなくサービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。

5. セコムは、前各項に定める事由の何れかによりサービスを提供できなかったことに関してお客様または第三者が損害を被った場合であっても、セコムに故意または重過失がない限り、一切責任を負わないものとします。

(本サービスの廃止)

第13条 セコムは、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止するものとし、廃止日をもって本契約の全部または一部を解約することができるものとします。

- ①廃止日の3か月前までにPC管理画面等における通知をもってお客様に予告した場合
- ②天災地変、感染症・疫病等不可抗力によりサービスを提供できない場合

2. 前項に基づきサービスの全部または一部を廃止する場合、セコムは、既に支払われている契約料金のうち、廃止するサービスについて提供しない日数に対応する額を日割計算にてお客様に返還するものとします。

(契約終了後の処理)

第14条 本契約が終了した場合、仮想サーバーに保管された音声データを含むデータについては、セコムの責任で消去するものとします。

(本サービスまたはサービスソフトの変更)

第15条 セコムは、本パブリッククラウドサービスに関するサービス仕様および提供条件が変更となった場合ならびにその他変更の必要がある場合、お客様に事前に通知することなく、本サービスまたはサービスソフトを変更することができるものとします。ただし、セコムは、当該変更等がお客様による本サービスの利用に重大な影響を及ぼすと合理的に判断した場合、合理的な期間をもって事前にお客様へ通知するものとします。お客様は、当該変更等により本サービスの利用継続が困難となる場合、セコム所定の手続に従い、本契約を解除することができるものとします。

2. セコムは、本条に基づく措置によってお客様に生じた損害については、その損害を賠償しません。

(責任の制限)

第16条 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、セコムは、本契約に基づく契約期間中、本サービスまたは本約款等に関して、セコムの責に帰すべき事由によりまたはセコムが本契約等に違反したことが直接の原因でお客様に現実に生じた通常の損害について、本契約に基づきお客様がセコムに対して支払った直近の6か月の月額料金の総額を限度として、その損害をお客様に賠償します。なお、当該限度額は、本サービスまたは本約款等に関するセコムの損害賠償責任の総額に適用されるものであり、ライセンスごと、利用者ごとまたは個々の請求ごとに個別に適用されるものではありません。

2. 前項の責任限度額はセコムに故意または重過失があったときは適用されません。

(責任の対象外)

第17条 第4条で定める本サービスの内容は、本契約に基づきセコムが提供するサービスのすべてを規定したものであり、セコムは、セコムがお客様側の要求により実施した特別のまたは追加業務提供行為その他サービスの内容を超えた業務提供行為から生じた損害については、セコムに故意または重過失がない限りその損害を賠償しません。

2. 以下損害は、セコムの責任の対象外とします。

- ①お客様が本契約に基づく契約料金を支払っていない間に生じた損害
- ②お客様の営業が休止または阻害されたことにより生じた逸失利益
- ③間接損害、特別損害、派生的損害
- ④お客様または本サービスの利用者が自己の義務の履行を怠ったために生じた損害
- ⑤お客様設備の障害またはお客様の接続環境の障害により発生した損害
- ⑥便利機能を利用したことにより発生した損害
- ⑦利用時の環境により周辺音声の録音ができないまたは音声が不明瞭になったことにより発生した損害およびセコムの責に帰すことのできない事由により正常な通信が行われない状態で生じた損害

害

- ⑧セコムにおいて、善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受に起因して発生した損害
- ⑨セコムが第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの侵入に起因して発生した損害
- ⑩事故発生時点における技術水準に照らして、合理的な防止策を講じていたにもかかわらず発生した、暗号アルゴリズム解読技術の向上に起因する損害
- ⑪セコムが定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
- ⑫セコムが利用している電気通信事業者の電気通信設備または他の電気通信事業者の電気通信設備に起因して発生した損害
- ⑬自然災害、電気・水道・ガス・通信等の社会インフラ停止、戦争、テロ行為、騒乱、暴動、感染症・疫病その他不可抗力により発生した一切の損害
- ⑭セコムの製造に係らないハードウェア、ソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)、データベースおよびパブリッククラウドサービスに起因して発生した損害
- ⑮本サービスを利用するために必要となるスマートデバイス、サービスソフトが、セコムが定めて随時変更・通知する条件または本サービス利用のための環境に適合しないことにより発生した一切の損害
- ⑯刑事訴訟法第218条(令状による差押え・搜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分に起因して発生した損害
- ⑰再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任およびその業務の監督について相当の注意をしても損害が回避できない場合などセコムの責めに帰することができない場合
- ⑱その他、セコムの責めに帰することができない事由により生じた損害

(本サービス等に関する非保証)

第18条 セコムは、本サービスまたはサービスソフトを現状のままお客様に提供するに留まるものであり、動作上の不具合がないことやお客様が期待する品質、性能、使用結果および特定の目的への適合性を含め、明示的にも黙示的にも一切の保証をしないものとし、サービスソフト上の不具合に起因してお客様、または第三者に直接的または間接的に発生した一切の損害（通常損害、特別損害を問いません）については、セコムに故意または重過失がない限り、その損害を賠償しません。

2. セコムは、お客様が使用するあらゆるOS、ウェブブラウザ、アプリのバージョンにおいて本サービスまたはサービスソフトを良好に利用できることを保証せず、また、そのような保証をするための動作検証および改良対応等を行う義務を負いません。また、セコムは、セコムが別途定める推奨環境、動作環境以外の環境で本サービスまたはサービスソフトを利用することや、お客様が使用するあらゆるOS、ウェブブラウザ、サービスソフトのバージョンアップデートを実施しないことにより、本サービスまたはサービスソフトに支障が生じないことを保証しません。

(禁止事項)

第19条 お客様および利用者は、本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- ①本サービスの利用目的以外の利用目的で本サービスを利用する行為。

- ②1ライセンスで同時に複数の利用者を登録する行為。ただし、利用者とライセンスが常に1対1の関係であることを条件に、1ライセンスで利用者が変更になることは可とします。
- ③他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- ④セコムおよびその他の第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為
- ⑤他人の著作権等知的財産権、その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- ⑥公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為
- ⑦犯罪行為、不法行為、またはそのおそれのある行為
- ⑧本サービスの運営を妨げ、もしくはセコムの信頼を毀損する行為、またはそのおそれのある行為
- ⑨本契約に定める場合を除き、第三者に本サービスを利用させる行為
- ⑩法令に違反する、または違反するおそれのある行為
- ⑪本サービスを事業として利用する行為
- ⑫本アプリを複製、改変、改造、結合、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルおよび解析等する行為
- ⑬その他、セコムが合理的な根拠に基づき合理的に不適切と判断し、お客様に連絡した行為

(再委託)

第20条 第4条第4項で定めるセコムの緊急対処員による安全確認の実施において、対応エリアがセコムの関連会社の管轄エリアであるときは、セコムは、セコムの責任で緊急対処員の派遣等をセコムの関連会社に委託することができます。そのほか本契約に定めるセコムの業務の全部または一部をセコムの責任でセコムの関連会社等を含む第三者に委託することができます。

- 2. この場合、セコムは、当該第三者に対し、本契約に基づきセコムがお客様に対して負う義務と同等の義務を遵守させるものとします。

(正常作動保持責任)

第21条 お客様は、自己の責任と費用負担において、お客様設備を準備し、セコムが定めて随時更新・通知する条件にて設定し、本サービス利用のための環境を維持するものとします。

- 2. お客様によって前項に定める正常作動保持がなされず、セコムの本サービスの提供に支障があるとセコムが判断した場合は、セコムの要請に基づきお客様は自己の責任と費用負担において必要な処置をすみやかにいセコムに通知するものとします。
- 3. お客様設備および本サービス利用のための環境に不具合がある場合、セコムはお客様に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。

(お客様の義務)

第22条 お客様は、セコムから通知書等により通知された本サービスを利用するために必要な情報（ユーザーID、パスワード、契約番号、暗証番号等を含みます）を管理（パスワードの適宜変更を含みます）する責任を負い、また、それらの使用について一切の責任を持つものとします。

- 2. お客様はお客様が正当に権限を与えたお客様の従業員等に利用させる以外、前項に定める情報を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
- 3. 第1項に定める情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により、お客様または第三者に発生した損害について、セコムはその責任を負わないものとします。
- 4. 本サービスの利用者の同意はお客様が責任をもってとりつけるものとします。

(自己責任の原則)

第23条 お客様は、本サービスの利用にともない、自己の責に帰すべき事由で第三者（本パブリッククラウドサービスを提供する事業者を含み、国内外を問いません。本条において以下同じです）に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用負担をもって処理、解決するものとします。お客様が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

（権利譲渡）

第24条 お客様は、セコムの事前の同意なしでは本契約に関する権利・義務を第三者に譲渡できません。

（約款の変更）

第25条 セコムは、民法第548条の4の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合には、本約款を変更することができます。

①本約款の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき

②本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更による影響その他の事情に照らして合理的なものであるとき

2. セコムは、本約款を変更する場合には、変更後の約款の内容および効力発生時期を、セコムのウェブサイトへの掲載その他セコムが適当と判断する方法により、あらかじめ周知します。

3. 前項の周知において定めた効力発生時期以後に、お客様が本サービスを利用した場合には、当該変更に同意したものとみなします。

（準拠法および裁判管轄）

第26条 本契約は、日本国法に準拠するものとします。また、本契約または本サービスの利用について、セコムとお客様との間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（機密保持）

第27条 お客様は、本契約の締結および実施にあたり知り得たセコムの機密情報を契約期間中、契約終了後を問わず、一切第三者に開示または提供してはならないものとします。

2. セコムは、本契約の締結および実施にあたり知り得たお客様の機密情報を、法令に定める場合、またはお客様の同意がある場合を除き、第三者（機密保持義務を課したうえで、業務委託先または次項に基づきセコムのグループ会社を開示する場合を除きます）に開示または提供しないものとします。

3. セコムは、セコムのグループ会社全体の経営管理・リスク管理の実施・強化に加えて、セコムのグループ会社の専門性を活かした連携を強化することで、より付加価値の高い各種商品やサービスのご提供を図るため、以下の範囲内で、法人等のお客様の情報について、セコムのグループ会社間で共同利用を行います。

①共同利用者の範囲

セコムおよびセコムグループ会社

②利用目的

ア セコムおよびセコムグループ会社の各種商品やサービスのご提案およびご提供

イ セコムおよびセコムグループ会社としての経営管理および各種リスク管理の適切な遂行

ウ セコムおよびセコムグループ会社が提供する商品やサービスの企画・開発

エ セコムのグループ会社の商品やサービスの個別のご提案やご案内

(セコムによる個人情報の取扱い)

第28条 セコムは、本サービス遂行のためお客様から提供を受ける個人情報について、次の各号で定める義務を負うものとします。

- ①個人情報を本契約の履行以外の目的のために利用（以下「目的外利用」といいます）しないこと
 - ②個人情報を第三者に提供しないこと（ただし、第2項または第3項に該当する場合には、第三者に個人情報を提供することができるものとします）
 - ③個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等（以下「漏洩等」といいます）の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全管理措置」といいます）を講じること
 - ④自己の責任において、本契約により個人情報を取り扱う自己の従業者（雇用関係にある従業員のみならず、取締役、監査役、派遣社員等を含み、以下「従業者」といいます）に本条の義務を遵守させること
2. 前各項の規定にかかわらず、セコムが必要と認めた場合には、再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、お客様から事前の書面による承諾を受けることなく個人情報を開示することができます。ただしこの場合、セコムは再委託先に対して、本条に基づきセコムが負う義務と同等の義務を負わせるものとし、個人情報の安全管理が図られるよう、当該再委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとします。
 3. 第1項および前項にかかわらず、セコムは、法令等に基づき、提供を義務付けられる場合には、義務付けられる範囲に限り第三者に対し個人情報を提供することができるものとします。ただし、当該提供を行うにあたっては、必要最小限の範囲での提供となるよう合理的な努力を行うものとします。
 4. セコムは、本契約の履行にあたり必要となる場合を除き、お客様の事前の書面または電磁的方法による承諾を得ることなく、個人情報を複製してはならないものとします。なお、個人情報の複製物の取扱いは本条に従うものとします。
 5. セコムは、個人情報の漏洩等が発生した場合は、直ちにお客様に報告を行い、対応等についてお客様と協議するものとします。
 6. 本契約が終了した場合、セコムは、お客様から提供された個人情報を破棄または消去するものとします。
 7. セコムは、お客様から提供された個人情報の主体（以下「本人」といいます）に対して「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」（以下「法」といいます）第32条から第38条で定める個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等および利用停止等（以下総称して「開示等」といいます）を行う権限を有せず、本人から開示等の請求を受けた場合、速やかにその旨をお客様に通知するものとし、当該通知を受けたお客様は本人に対して必要な対応を取らなければならないものとします。
 8. お客様は、前項の定めによる必要な対応を行わなかったことによりセコムが本人または関係する第三者から法第39条で定める裁判上の訴えを提起された場合、自己の責任と費用をもって当該訴えを処理・解決するものとします。
 9. セコムおよびお客様は、本条の内容および安全管理措置その他付随する事項を変更する必要がある場合、変更内容、変更範囲、変更に必要な費用等を考慮し、その対応についてお客様とセコムは誠実に協議するものとします。

(お客様による個人情報の取扱い)

第29条 お客様は、本サービスを利用して音声データその他の個人情報を取得し、取り扱うにあたっては、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守するものとし、また、プライバシーの保護にも配慮するものとします。

2. お客様は、音声データに含まれる個人情報について、適法かつ公正な方法により取得し、また、その利用目的を特定してその範囲内でのみ利用するものとします。また、法令に基づき、本人への通知、公表その他必要な措置を講ずるものとします。
3. お客様は、音声データその他の個人情報について、不正アクセス、漏えい、滅失または毀損の防止その他の適切な安全管理措置を講ずるものとします。